社　会　福　祉　法　人

む　つ　ご　ろ　う　会

役員等報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人むつごろう会（以下「当法人」という）定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）
第２条　役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
２　役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員等の報酬等の算定方法）
第３条　役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
（１）　報酬については、別表１に定める額を支給する。ただし、役員等１人あたりの各年度の総額が５０，０００円を超えない範囲とする。
（２）　役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）
第４条　当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬の支給方法）
第５条　役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、又は法人及び施設業務のために出勤した都度、支給する。

（公表）
第６条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第７条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第８条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

この規程は、平成２９年　４月　１日より施行する。
この規程は、令和　２年１２月　９日より施行する。
この規程は、令和　３年　７月２０日より施行する。

別表１（役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

（２）理事

	日額
理事会等会議への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

（３）監事

	日額
監事監査等への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円